

参考資料4

守口市子ども・子育て会議認可部会設置要領

(設置)

第1条 守口市子ども・子育て会議設置条例（平成25年守口市条例第31号）第7条の規定に基づき、守口市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）に認可部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 家庭的保育事業等の認可に関すること。
- (2) 保育所の設置の認可に関すること。
- (3) 児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に限る。）の設置者に対する業務の停止命令に関すること。
- (4) 認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令に関すること。

(部会長等)

第3条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、子育て会議の会長が招集する。

2 部会は、委員及び専門委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席している委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会は、議事に関して必要があると認めるとときは、部会に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

附 則

この要領は、平成30年2月2日から施行する。